

業務指示書

ミャンマー国集約的農業推進プログラム準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年3月4日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 大野 忠伸 Ono.Tadanobu@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年3月9日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の() に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：農業開発（灌漑、農産物流通等）に係る各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/灌漑開発）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：灌漑開発
- 2) 対象国又は同類似地域：メコン（タイ、ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマー）及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 農産物加工流通】

- 1) 類似業務の経験：農産物加工流通
- 2) 対象国又は同類似地域：メコン（タイ、ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマー） 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年3月13日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 4 (各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
「第3. 業務実施上の条件」の「3. 現地再委託」における(1)水理・水文調査、及び(2)マーケット調査に係る経費は、現地再委託又は本体契約の直営実施のいずれによる場合に関わらず別見積りとする。(ただし、本体契約の直営実施の場合には、直接人件費、その他原価及び一般管理費の別見積り計上は認めない。)
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(MMK1 = 0.116 円, US\$1 = 117.93 円, EUR1 = 133.23 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： 独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/灌漑開発
農産物加工流通

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

15.68 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年3月27日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
ミャンマー国集約的農業推進プログラム準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/灌漑開発	(34.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	13.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	3.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 農産物加工流通	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2. 調査の目的・内容に関する事項

1. 調査の背景

ミャンマーにおいて農業セクターは、GDPの34.7%（2011/12年度）、輸出の16.4%（同）、就業人口の61.2%（同）を占める。米の自給率はほぼ100%（米農務省推計。ミャンマー政府統計では170%程度）で、輸出量は約20万トン（FAO）に達する。また、豆類生産については、現在、ミャンマーはASEAN諸国の中で主要輸出国となっており、栽培面積は1988/89年の0.73百万ヘクタールから2010/11年には4.5百万ヘクタールまで増加している。

しかし、ミャンマーの農業は賃金労働に依存する労働集約的な農家経営に依っている。例えば主食の米では生産費の45%を、最大の輸出作物であるケヅルアズキでは生産費の38%を労働賃金が占めている（2012/13年）。この様な状況下、近年の経済発展に伴い、農村部から都市や海外への労働力移動が生じており、低賃金での労働者の確保が困難になっている。労働を機械で代替し、優良種子の使用、肥料・農薬等の使用、高度な栽培管理、収穫後処理の改善などによる、集約的農業への転換が喫緊の課題となっている。

高コスト、高収入の集約的農業は、灌漑による安定的な水の供給が前提である。ミャンマーにおける灌漑面積は2012/13年で作付面積の15.9%（農業灌漑省統計より）であり、周辺ASEAN諸国のタイ27%、ベトナム32%（基礎情報収集確認調査）に比べ低い。さらに、既存の灌漑施設の老朽化が進み、灌漑面積の減少も課題となっている。農業灌漑省灌漑局（以下、ID）は、灌漑施設整備・改修計画に基づき、JICA、世界銀行、アジア開発銀行等ドナーからの借入れにより灌漑施設の改修を進めているものの、限られたミャンマーの借入能力と政府人員の下で、効率的に灌漑整備を継続して実施するためには、高いポテンシャルのある灌漑事業の全体像を把握し、優先度の高い事業から効果的・効率的に灌漑整備を行っていき、生産基盤を整備する必要がある。

また、灌漑整備の効果を最大化するためには、農道、集荷倉庫等の加工流通インフラの整備や、農家が集約的農業を実行するための政府の支援が求められる。

2. 調査の概要

（1）調査の目的

本調査では優先度の高い灌漑地域の選定とそれら地域における「集約的農業推進プログラム」を形成することを目的とする。同プログラムでは、円借款による灌漑施設整備や付帯する加工流通インフラの整備を中心とし、既往案件の成果を取り込んだ技術協力等の新規案件の構想を行い、集約的農業を推進するためのパッケージを提案する。

(2) 期待される本調査の成果

- ① 優先度の高い灌漑事業地区が選定される。
- ② それら地域における集約的農業推進プログラムが形成される。
- ③ プログラム内の円借款コンポーネントにつき、ミャンマー政府による円借款案件の要請の基礎となる情報が収集される。

(3) 対象地域

ミャンマー全国

(4) 関係官庁・機関

主管省庁：農業灌漑省灌漑局 (Ministry of Agriculture and Irrigation, Irrigation Department)

(5) 本調査に関係する我が国の主な援助活動

- ① バゴー地域西部灌漑開発事業 (2014年9月借款契約調印)
- ② 農業セクター情報収集・確認調査 (2013年)
- ③ 農業機械化に関する情報収集・確認調査 (2012年)
- ④ 貧困農民支援 (2KR) (2013年5月GA署名)
- ⑤ 農民参加による優良種子増殖普及システム確立計画プロジェクト (2011年～2016年)
- ⑥ 中央乾燥地における節水農業技術開発プロジェクト (2013年～2018年)
- ⑦ 農業人材育成機関強化計画 (2013年5月GA署名)
- ⑧ 農業・農村開発ツーステップローン事業 (準備中)

3. 業務の目的

優先度の高い灌漑地域の選定とそれら地域における集約的農業推進プログラムを形成することで、「ミ」国による集約的農業の推進に貢献する。

4. 業務の範囲

本調査は、「3. 業務の目的」を達成するために「5. 業務の方針・留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す業務を行い、「7. 成果品等」に沿って報告書を作成すもの。原則、JICAがミャンマー側へ通知した調査実施にかかるレターに基づいて実施するものとする。

主要業務項目、フェーズ分けについては下記を想定している。

	優先地域選定	集約的農業推進計画	環境社会配慮
第一次フェ	1) 国内での衛星デー		

ーズ	タを利用した絞り込み 2) 現地調査含むデータ収集・整理 3) 優先地域の選定		
第二次フェーズ		1) プログラムの形成 2) プログラム内の主要コンポーネント（灌漑施設整備）につき、「ミ」国政府による円借款案件の要請の基礎となる情報を収集する。	1) 戦略的環境アセスメントの考え方に基づく、協力プログラム計画書の作成 2) 戦略的環境アセスメントの考え方に基づく、F/S 対象プロジェクト選定のための環境社会影響も含めた代替案の比較検討

5. 業務の方針・留意事項

(1) 現地調査の実施方法

本調査では、優先度の高い灌漑地域 3 か所を選定した上で、協力プログラムを形成し、プログラムの主要コンポーネントとして優先地域 3 か所各 1 件の円借款案件のプレ F S を実施することを想定する。現地調査の実施精度は、以下の通り。

(第一フェーズ)

優先地域選定（3 か所）…調査の精度は、下記第 3、2、（1）に示す業務量で調査可能な範囲において、優先事業の選定理由を客観的に説明できる程度とする。

(第二フェーズ)

- ・ 集約的農業推進プログラムの形成
- ・ 円借款案件の要請の基礎となる情報の収集…測量を行わず二次資料（例えば、施設改修の場合、当初建設時の設計書等）や現地確認に基づく精度の設計・積算とする。なお、本調査終了後、ミャンマー政府の意向を踏まえ、個別案件の協力準備調査を行う想定。

(2) 優先地域の選定方針

水資源ポテンシャル（灌漑に使える水資源の賦存量はあるが実際の灌漑率が低い立地）、マーケットアクセス（市場での需給ギャップや市場への交通の便などにより生産した農産物が売れる可能性の高い立地）、効率性（EIRR の高さや単位受益面積当たりの事業費の小ささ）を踏まえた選定クライテリアとする。また、円借款コンポーネントについては「国際協力機

構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）」においてカテゴリAに分類されない案件を選定する。特に「少数民族の居住地域」の場合、カテゴリA案件となる可能性があることから、留意する。

(3) 加工・流通までを含むパッケージ

第二フェーズで個別事業の概要を検討する際には、生産インフラだけでなく、販売を念頭に置いた加工・流通インフラ（農道の整備、集荷施設等）の整備を計画に含めること。その際、行政側の負担すべき事項と民間の投資を呼び込むことが望ましい事項の整理を行う。

(4) 商業省等他省庁や、農業局等灌漑局以外の他部局との連携

本事業の主なミャンマー国担当部局は農業灌漑省灌漑局であるが、事業計画では流通面や生産物需給の検討を行うため、商業省、農業灌漑省農業局、工芸作物局、農業関連団体（ミャンマー商工会議所など）等へヒアリングを行い、情報共有やこれら部局の知見の活用を行う。

(5) 関係する機関・企業との情報共有と連携検討

世銀、ADB、IFAD、FAO等主要ドナーやNGOなどの関係機関へのヒアリングを行い、役割分担や連携を整理した事業形成を目指す。また、ミャンマーにて本邦企業がビジネスを立ち上げようとしている分野で相乗効果が期待される計画とするため、ミャンマーで事業展開を検討する企業から広く情報を収集することに留意する。なお、情報共有の方法としてワークショップの開催等効率的な方法を検討する。

(6) 無償資金協力の提案について

ミャンマーの灌漑整備においては、「バゴー地域西部灌漑開発事業」の実施により円借款による支援が主流となりつつあることから、プログラムの一環として無償資金協力を検討する場合は、有償資金協力と無償資金協力の機能分担を明確に説明できるようにすることに留意する。

(7) 貧困対策、気候変動、ジェンダー配慮

プログラムを構成する円借款案件を中心に、本邦技術の活用や、貧困削減案件・気候変動対策案件・ジェンダーSignificant案件等のカテゴリズが可能か検討する。

6. 業務の内容

(第一フェーズ)

(1) インセプション・レポートの作成、協議

調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を策定し、インセプション・レポートを作成する。現地調査の冒頭に、インセプショ

ン・レポートに基づき、ミャンマー側農業灌漑省に対し、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等を説明し、内容を協議・確認する。

(2) 政策及び事業実施の妥当性の確認

- 1) ミャンマーにおける農業、灌漑、流通における現状と課題の整理（含む、農家経営の生産性と販売状況の確認、農作物の価格変動、需給状況の現状把握と今後の見通しの把握）
- 2) 本事業に関連する政策/開発計画や法令等の確認
- 3) 政府及び他ドナーによる灌漑セクター支援の現状及び今後の支援計画の把握
- 4) 国際河川を使う場合は、国際河川が流れる関係国との水利権の状況

(3) 選定クライテリアの検討

上記5. 業務の方針・留意事項を踏まえて優先地域の選定クライテリアを検討する。

(4) 優先地域選定

全国を対象に、3か所程度の優先地域を選定する。1件当たり5万ヘクタール～10万ヘクタール程度を想定。また、本調査後、個別の円借款案件の実施段階の事業監理に支障の出ない範囲で地理的なばらつきのある案件をまとめてもよい。

- ① 一次スクリーニング：二次資料を活用し、「デルタ地域・沿岸地域」「中央乾燥地」「丘陵山岳地域」（区分はJICA「ミャンマー国農業セクター情報収集・確認調査」を参照）の各区分3か所程度の候補地域を選定する（調査の結果によっては、3か所未満の地域が生じても可とする）。この際、農業灌漑省が所有する灌漑事業地区情報で把握されていない灌漑ポテンシャルのある事業地区も念頭に置く。

調査効率化のため、第一次現地調査前の国内作業期間中に衛星データを活用した絞り込みを行う。衛星データの精度は、LANDSATを利用した神戸大学大学院農学研究科の世界灌漑農業アトラス（World Atlas of Irrigated Agriculture for Sustainability Science）に準じるものとする。

- ② 二次スクリーニング：調査票による現地調査を実施し、9か所から6か所に候補地域を絞り込む。このプロセス以降、上述の3つの区分を加味せずに選定を進め、候補案件の存在しない区分が生じてもよいものとする。
- ③ 三次スクリーニング：現地踏査、地方行政機関へのヒアリングを行い、6か所程度から3か所へ優先地域を絞り込む。

なお、スクリーニングでは、必要に応じて第3.3の現地再委託を認めることとする。絞り込みの各段階で、絞り込みの理由を農業灌漑省、JICAに

説明する。また、絞り込みにおいては、第二フェーズ以降で検討する各地域での農業振興の在り方を構想しながら行う。

(5) インテリムレポートの作成

第一フェーズ業務成果と第二フェーズの業務計画概要についてインテリムレポートとして取り纏め、先方関連機関、JICA に説明・協議し合意を得る。

(第二フェーズ)

(6) プログラム計画の策定

選定された優先地域で集約的農業を推進するための有償資金協力、無償資金協力、技術協力、研修、民間連携調査、青年海外協力隊等の構成案件を検討する。具体的には以下の項目を検討する。なお、本調査では、資金協力については、実地測量を行わず主に二次資料と現地視察に基づく精度の設計・積算とする。技術協力についても、農家調査等を行わずに、現地踏査、ヒアリングにより PDM 案、PO 案を策定する精度とする。

	検討要素	決定する項目
灌漑	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種の基礎的調査 ・ 単位用水量、現況利用量、反復利用量 	不足水量及び取水量 計画用水量、計画水位、計画貯水量
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川流況等、水源の賦存量、施設建設予定地点の地形地質 ・ 計画取水量、計画取水水位 	頭首工、ポンプ場等の取水施設の規模・構造
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水源の種類、地形調査・用地取得状況 ・ 灌漑計画に基づく各分水地点における計画用水量(分水量)と計画水位 ・ 取水地点から農地までの路線配置 ・ 各水利施設の計画通水量と計画水位 	農業用水路、分水工、調整池、パイプライン、水路トンネル等の規模(延長や計画断面)・構造 農業用水路の規模(延長や計画通水量)・構造。分水工、落差工、調整池等
農道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業生産・加工・流通活動への貢献 ・ 維持管理の在り方 ・ 所管省庁(農業灌漑省の管轄外の道路も想定する場合は、実施体制の在り方を要検討) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計に必要な各種情報 ・ 本事業における実施・維持管理体制

農道以外の加工・流通インフラ	<ul style="list-style-type: none"> ・農道以外の加工流通上のボトルネックとなるインフラ ・建設、運営の各段階で、公的機関が担うべき役割、民間企業が担うべき役割の整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・乾燥施設 ・精米施設 ・貯蔵庫・集荷出荷施設 ・保冷施設 ・その他
技術協力・その他資金協力以外のスキーム	<ul style="list-style-type: none"> ・技術協力等を通じて取り組むべき課題 ・JICAの既往技術協力の成果の取り込み 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規技術協力案件の実施体制案、PDM案、スケジュール案等

(7) プログラムの実施体制の把握

農業灌漑省が実施する JICA の他事業、他ドナー事業における体制、実施能力等を把握した上で、本事業の実施体制を検討する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。

- 1) 事業実施体制の確認（PMU：Project Management Unit の設立等）
- 2) 実施機関の所掌業務、組織構造、人員体制の確認（法的な位置づけを含む）
- 3) 実施機関の財政・予算状況
- 4) 実施機関の技術水準
- 5) 実施機関の当該類似事業実施の経験
- 6) 関係省庁、部局間の事業実施上の調整メカニズム

(8) 円借款コンポーネントの基礎情報の収集

① 設計計画

収集した二次資料及び現場踏査による目視確認により、基本計画の各コンポーネントの概要を検討する。施設の仕様・内容については複数の代替案を設定し、コスト・環境社会配慮・維持管理の容易性等の観点から比較検討する。なお測量に基づく設計は、本調査では行わない。

② 施工計画

労務状況、労務関連法規、建設予定地の気象・水文状況、地形状況、本案件実施に必要な各種手続き（事業許認可等）等を踏まえ施工計画を策定する。

なお、「バゴー地域西部灌漑開発事業」は実施機関による直営施工が行われているが、今次案件については、経済効率上最適な施工計画を再検討すること。

③ 調達計画

対象地域における労務の現状、資機材の調達事情、ミャンマー国内法、円借款の調達に係る諸条件等を十分に勘案し、事業の効率的な実施が可能となるよう調達方法を提案する。

④ コンサルタントの設計・施工監理計画

事業管理コンサルタントによる支援の概要（目的、TOR案、要員計画）を提案する。その際、コンサルタントサービスで行うべき支援と技術協力により行うべき支援の分担を整理する。

⑤ 事業実施スケジュール

調達手続きを含めた工期について、月単位のバーチャートを作成する。

⑥ 全体概算事業費及び有償資金協力対象概算事業費の積算

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載しない。積算は、実地での測量を行わない設計に基づく精度とする。

- a. 本体事業費
- b. 本体事業費に関するプライスエスカレーション
- c. 本体事業費に関する予備費
- d. 建中金利
- e. コミットメントチャージ
- f. コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）
- g. その他1（融資非適格項目）：用地補償等、関税・税金、事業実施者の一般管理費
- h. その他2：完成後の委託保守費、初期運転資金、研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用、該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

2) 事業費の算出様式

事業については、別途 JICA が提供するコスト計算支援システム（Excel ファイル）の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

3) 事業費の比較

他ドナー等が実施した類似案件についての事業費等を入手し、「事業

費等のドナー比較資料」(様式の指定なし)を作成する。

⑦ 運営維持管理計画

円借款案件実施後の維持・管理体制のあり方について、検討する。
具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。

- 1) 維持・管理体制の確認
- 2) 維持・管理機関の所掌業務、組織構造、人員体制の確認(法的な位置づけを含む)
- 3) 維持・管理機関の財政・予算状況
- 4) 維持・管理機関の技術水準
- 5) 維持・管理機関の実績

実施機関に加え、水利組合等を通じて住民が施設の維持管理する場合は、実施機関の財源計画だけでなく、水利組合の収支も検討し、計画に組み込む。

⑧ 運用・効果指標の提案(指標基準値・目標値の設定、データ入手手段の提案等)

円借款コンポーネントにつき、プロジェクトを1) 定量的効果、2) 定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標(運用・効果指標)を設定し、プロジェクト完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。この他、定量的指標として受益者数、内部収益率(EIRR)を算出する。なお、収益率は、上記の概算事業費に基づく概算とする。定量的指標のベースライン値が存在しない場合、本調査後の個別案件の協力準備調査時に収集する想定。

(9) 環境影響の確認

① 戦略的環境アセスメントの考え方に基づく、開発目標の達成を支援する戦略性の高い協力プログラム計画書(目標、目標年次、対象地域、協力シナリオ、配慮事項等)の作成

1. 本調査にあたり、戦略的環境アセスメントの考え方に基づき、開発目標の達成を支援する戦略性の高い協力プログラム計画を作成するため、同計画作成に必要な重要な環境社会配慮項目を明らかにし、複数ある協力シナリオ代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。

② 戦略的環境アセスメントの考え方に基づく、F/S 対象プロジェクト選定のための環境社会影響も含めた代替案の比較検討

・プログラム策定後に、戦略的環境アセスメントの考え方に基づき、計画、プログラムを達成するためのプロジェクト群の中からF/S 対象プロジェクトを選定するため、その意思決定に必要な環境社会配慮項目とその評価方法を明らかにし、複数ある代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。

・環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。ア)、イ)は環境社会配慮も勘案した調査を行うこと。

ア) 開発の計画、プログラムの検討

イ) 計画、プログラムを達成するためのプロジェクト群の選定

ウ) スコーピング(F/S 対象プロジェクト選定の意思決定に必要な環境社会配慮項目とその評価方法を明らかにすること)の実施

エ) ベースラインとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等)の確認

オ) 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認

(a) 環境社会配慮(環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等)に関連する法令や基準等

(b) 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010 年4月)との乖離

(c) 関係機関の役割

カ) 影響の予測

キ) 影響の評価及び代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討(複数のプロジェクト)

(10) 準備調査報告書(ドラフト)の作成、協議

上記調査結果をドラフト・ファイナル・レポートとして取り纏め、ミャンマー政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する。同報告書にはJICAの指定する書式でプログラム計画書を含める。

(11) 補足調査の実施

ドラフトファイナルレポートの内容につき、JICAを含む関係者からのコメントを踏まえ、必要に応じて補足調査を実施する。

(12) 準備調査報告書の作成

ドラフトファイナルレポートにかかる関係機関からのコメント及び

補足調査の結果を踏まえ修正を行い、ファイナルレポートを作成し、JICA、C/P 及び関係機関に、ファイナルレポートを提出する。

7. 成果品等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は（５）準備調査報告書及び（６）デジタル画像集とする。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

（１）業務計画書

記載事項：共通仕様書第 6 条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後 10 日以内

部 数：英文 3 部（簡易製本）

（２）インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：調査開始後半月以内

部 数：英文 20 部（簡易製本）

（３）中間報告書

記載事項：3 か所程度の優先地域とその選定根拠

提出時期：調査開始 3 ヶ月以内を目処

部 数：英文 20 部（簡易製本）

（４）準備調査報告書（ドラフト）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）、協力プログラム計画書（含むポンチ絵等添付資料）、プログラムのコンポーネントとなる円借款案件のプレFS、技術協力案件のPDM、PO

提出時期：調査開始 7 ヶ月以内を目処

部 数：英文 20 部（簡易製本）

（５）準備調査報告書

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：ドラフト・ファイナル・レポートに対するミャンマー側コメント提出から 1 ヶ月以内

部 数：英 30 部（製本）、CD-R 3 部

（６）デジタル画像集

記載事項：プロジェクト対象サイト等のデジタル画像

提出時期：ファイナル・レポートと同時提出

部 数：CD-R 2 部

第3.業務実施上の条件

1. 調査の工程

2015年4月中旬より業務を開始し、2015年7月下旬を目途に中間報告書を提出する。その後業務を継続し、2015年11月中旬までに準備調査報告書（ドラフト）、2016年1月中旬までに準備調査報告書を作成・提出する。

第一フェーズ（優先地域選定）は4月から7月、第二フェーズ（プログラム形成、円借款案件プレFS）は8月から10月を想定。11月から1月にかけて、ミャンマー側のコメントを踏まえ補足調査を行い、報告書の最終化を行う。

項目	2015											2016		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月			
インセプションレポート	▲													
第一次国内作業	□													
第一次現地調査		■	■	■	■									
インテリムレポート				▲										
第二次現地調査					■	■	■	■	■					
第二次国内作業									□					
ドラフトファイナルレポート										▲				
第三次現地調査											■			
第三次国内作業												□		
ファイナルレポート													▲	
契約期間		<												>

2. 業務の目途

(1) 業務量の目安

合計 27 M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。記載の格付けは目安であり、以下の格付けを超えた格付けの提案も認める。但し、目安を超える格付けの提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括／灌漑開発（2号）
- 2) 農産物加工流通（2号）
- 3) 営農支援
- 4) 設計・積算
- 5) 経済/財務分析
- 6) 環境社会配慮

調査補助のために、必要に応じてローカルコンサルタントを雇用することも

可とする。

3. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める。

(1) 水理・水文調査

(2) マーケット調査

上記業務にかかる経費については、その数量を契約時点で設定することが困難であるため、現地調査を踏まえて数量を確定することとする。なお、上記調査については、現地再委託又は本体契約の直営実施のいずれによる場合に関わらず別見積りとする。(ただし、本体契約の直営実施の場合には、直接人件費、その他原価及び一般管理費の別見積り計上は認めない。)

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

4. 配布資料および公開資料

(1) 配布資料

- ・プログラム計画書案(ミャンマー集約的農業推進プログラム)
- ・神戸大学大学院農学研究科、世界灌漑農業アトラス(World Atlas of Irrigated Agriculture for Sustainability Science)の概要

(2) 公開資料

以下の資料はJICA図書館Web(<http://libopac.JICA.go.jp/>)で公開。

- ・農業セクター情報収集・確認調査

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12145041.pdf>

- ・灌漑施設改修事業準備調査

<http://libopac.JICA.go.jp/images/report/12175279.pdf>

- ・農業機械化に関する情報収集・確認調査

<http://libopac.JICA.go.jp/images/report/P1000006577.html>

- ・農業・農村開発ツーステップローン事業準備調査

<http://libopac.JICA.go.jp/images/report/P1000014463.html>

5. 安全対策について

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、調査国の JICA 事務所、日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。

また、同 JICA 事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同 JICA 事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。

以 上